

X II 林業の部

解 説

この部には、「2020年農林業センサス農山村地域調査及び農林業経営体調査」、「林業産出額」、「木材統計調査」、「野生鳥獣資源利用実態調査」結果及び「木材需給報告書」から、林野面積、林業経営体数、林業産出額、素材生産・入荷量、製材業及び木材チップ製造業等、野生鳥獣の利用実態、木材価格に関する統計を収録した。

1 調査の概要

(1) 2020年農林業センサス農山村地域調査（市区町村調査）

- ア 調査対象
全国の市区町村
- イ 調査期日
令和2年2月1日現在
- ウ 調査方法（調査の実施系統）
オンライン（電子メール）調査又は往復郵送（農林水産省一市区町村）による自計調査

(2) 2020年農林業センサス農林業経営体調査

Ⅱ 農業構造の部 解説の1の(1)を参照

(3) 林業産出額

- ア 林業産出額の概要
都道府県を推計単位として、林業に関する各種統計等を用いて、各地域における林業生産の実態を金額で評価することにより明らかにし、林業行政の推進等のための資料を提供することを目的としている。
- イ 推計期間
毎年1月1日～同年12月31日までの1年間。
- ウ 推計方法
林産物の生産量及び価格に関する諸統計等を用いて推計した。
具体的には、木材統計調査、特用林産物生産統計調査等から得られる品目別生産量に木材は木材価格統計調査等から推計した山元土場価格、その他は庭先販売価格を乗じて産出額を推計した。

(4) 木材統計調査

- ア 調査対象
製材工場（製材用動力の出力数が7.5kW以上の工場）、木材チップ工場、合単板工場、LVL工場、集成材工場及びCLT工場であって、調査年の12月31日現在で事業を行っているもの及び休業中であってもその休業期間の開始時期が調査年の10月1日以降であるものを対象とした。
- イ 調査期日
毎年12月31日現在までの1年間の状況について調査した。
- ウ 調査方法
民間事業者が郵送、オンライン又は民間事業者の調査員が調査票を配布し、回収する自計調査の方法により行った。
ただし、報告者が面接聞き取りによる調査を希望した場合は、民間事業者の調査員による面接（他計調査）により行った。

(5) 木材流通統計調査（木材価格統計調査うち木材製品価格調査）

- ア 調査対象
木材市売市場、木材センター、卸売業者及び集成材工場を対象とした。
- イ 調査期日
毎月15日現在の価格を調査した。
ただし、15日に取引がなかった調査品目については、15日に最も近い日の取引について調査した。

ウ 調査方法

民間事業者が調査票を郵送、オンライン又はFAXにより配布し、回収する自計調査の方法で実施した。

(6) 野生鳥獣資源利用実態調査

ア 調査対象

調査の対象は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、食肉処理業の許可を有する食肉処理施設のうち、野生鳥獣の食肉処理を行っている全ての食肉処理施設とした。

イ 調査対象期間

調査対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とした。（食肉処理施設の設立年月日は食肉処理業の営業許可取得日、設置者、運営者、施設の経営状況、施設面積、金属探知機の有無については、翌年3月31日時点）。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な調査対象期間を含む1年間とした。

ウ 調査方法

農林水産省が委託した民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送・オンライン又はFAXにより回収する自計調査の方法により実施した。